

小坂町一般空き家解体事業等補助金交付要綱

(通則)

第1条 小坂町一般空き家解体事業等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、小坂町財務規則（平成24年小坂町規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、空き家の所有者等が行う空き家の解体及び撤去等に要する費用の一部を助成することにより、町民の安全で安心な暮らしの実現に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 所有者等が現に居住その他の用に供しない建物(住宅、倉庫、事務所等)で、1年以上居住その他使用実績がないものをいう。
- (2) 所有者等 所有者、占有者、相続人、相続放棄者、財産管理人その他の空き家等を管理すべき者をいう。
- (3) 解体撤去業者 秋田県内に本店若しくは支店を有し、秋田県解体工事業協会に登録している者または秋田県知事による解体工事業登録を受けた者または建設業法第3条による建設工事業の許可を受けた者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、町税等を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に存する空き家の所有者等
- (2) 前号の所有者等から空き家の解体及び撤去等について委任を受けた者

(補助対象空き家)

第5条 補助金交付の対象となる空き家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
ただし、小坂町長（以下「町長」という。）が特別に定めた場合はこの限りではない。

- (1) 個人が所有するもの
- (2) 小坂町危険空き家解体事業等補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 小坂町木造住宅耐震改修補助事業実施要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (5) 昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金交付の対象となる経費は、解体撤去業者等による空き家の解体及び撤去等に要した工事費とし、消費税及び地方消費税の額を含み50万円を超えるものであること。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の補助対象経費の5分の1以内とし、15万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、第4条に規定する補助金交付対象者1人につき1回を限度とする。ただし、第4条第2号に定める者についてはこの限りでない。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に補助金等交付申請書(別紙・第103号様式)に、次に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 対象空き家の位置図

(2) 対象空き家の解体及び撤去等にかかる経費の見積書

(3) 対象空き家の現況写真

(4) 固定資産税課税台帳記載事項の証明書または建築確認年月日及び所有者が確認できる書類

(5) 対象空き家の所有者以外の者が申請する場合は、当該所有者の委任状及び当該所有者との関係性が分かる書類

(6) 対象空き家の所有者と所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者の解体等に係る同意書

(7) 町税等の納入状況確認同意書(様式5)

(8) その他町長が必要と認めるもの

(補助金交付の決定)

第9条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容の精査及び現地調査を行い、補助要件に適合しているかを審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付けまたは申請事項に修正を加えることができる。

2 町長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及び条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 前条の交付決定を受けた者は、交付の決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から30日以内に補助金交付申請取下げ届出書(別紙・様式1)を町長に提出しなければならない。

(補助事業の変更、中止)

第11条 第9条の交付決定を受けた者で、補助事業の内容を変更または中止しようとする者は、その旨を記載した承認申請書(別紙・様式2)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

3 第9条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、空き家の解体及び撤去等が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(別紙・第105号様式)に次に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の解体及び撤去等に要した経費を証する領収書
- (2) 空き家の解体及び撤去後の写真
- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類等の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の報告を受けたときは、関係書類を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式3)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の通知を受けた者は、補助金交付請求書(様式4)を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、その取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽または不正の申請が認められたとき。
- (2) 補助事業の実施方法が不適正であるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定または交付の条件に違反したとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

附 則 (令和4年要綱第23号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年要綱第16号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年要綱第40号)

この要綱は、令和6年9月5日から施行する。